

社会福祉審議会および第 1 回専門分科会での主なご意見

1. 行動指針改定自体について

◆ 令和 2 年 2 月 13 日 社会福祉審議会

- ① 県内の駅舎でもバリアフリー化で格差が生じている。ソフト面の取組も重要だが、ハードの取組こそが重要であり、予算面での義務付けができるものにしてほしい。
- ② 気楽に助け合える社会になるようにしてほしい。
- ③ 年配者、大人だけで議論するのではなく、若者の視点を入れるべき。
- ④ ユニバーサルデザインを推進する側の視点でなく、当事者の視点を大事にしてほしい。

◆ 令和 2 年 2 月 27 日 第 2 専門分科会

- ⑤ 「この 10 年間でバリアフリー、ユニバーサルデザインが充分進んだと感じる人の割合」など具体的な数値目標を書き込みたい。
- ⑥ スピード感を持って、この 3 年でやるぞ、というような期間設定、目標設定をするべき。
- ⑦ 事業者に対して実効性のある、指導できる行動指針であるべき。

2. ユニバーサルデザインの考え方、理念

◆ 令和 2 年 2 月 20 日 第 1 専門分科会

- ① これまで障害者は健常者に追いつくための努力、訓練をしてきたが、社会の方が、みんなが使いやすいようにしようとする「障害の社会モデル」の考え方が広がっている。
- ② 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例と同様に「共生の営みと学び合い」をキーワードにしてほしい。
- ③ 心のバリアフリーの定義について、「もてなし」や「思いやり」ではなく「障害の社会モデル」の理解こそが中心であり全てであると考えて。

- ④ 車いすトイレが「多目的トイレ」になるなど「障害者用」という壁が薄くなってきている。
- ⑤ 現行指針にある「もてなし」の意識でなく、一緒に暮らす仲間に共感して、つながろうという積極的な意思を持ってつながることが大切。

◆ 令和 2 年 2 月 27 日 第 2 専門分科会

- ⑥ ユニバーサルデザイン行動指針のターゲットを広げる（子育て中、外国籍、LGBT）。

3. ユニバーサルデザインの理解促進

◆ 令和 2 年 2 月 13 日 社会福祉審議会

- ① ソフト面の取組をより充実させるべき。車イスの担ぎ方の啓発など、簡単に始められるところから始めるべき。
- ② 県内の状況について、徹底した調査をしてほしい。調査をすると現場は動く。
- ③ 啓発、意識の教育が重要。その一環がハード面の整備である。ハード、ソフトと分けないほうがよい。

◆ 令和 2 年 2 月 20 日 第 1 専門分科会

- ④ ユニバーサルデザインとバリアフリーの違いがあまり理解されていない

◆ 令和 2 年 2 月 27 日 第 2 専門分科会

- ⑤ ユニバーサルデザイン推進員が具体的な責務（ミッション）を持つ、それぞれの課題について話し合う機会をつくる。

4. 学びの場づくり、ひとづくり

◆ 令和2年2月13日 社会福祉審議会

- ① 幼稚園、保育園で車イスの方と一緒に過ごしていなければ、どう対応すればよいか分からない。

◆ 令和2年2月20日 第1専門分科会

- ② 大人に対する普及啓発とあわせて、子どもに対する取組も行動指針に記載したい。
- ③ 障害者として一括りにするのではなく、個々と接するような関わりをすると、自然と入っていったように思う。
- ④ 福祉教育、体験学習を受け入れる際に、教員側の認識や対応が不十分と感ずることがある。
- ⑤ 知的障害、発達障害を疑似体験できるプログラムの活用。
- ⑥ 大阪の小学校はインクルーシブ教育で、みんな一緒に大人になるという感覚であった。

◆ 令和2年2月27日 第2専門分科会

- ⑦ 障害者は特別支援学級・養護学校に行くことが前提で、地域の学校に行こうとすると様々な反発・圧力を受けることがある。
- ⑧ どのように配慮すればよいのか、普段から接していないと分からない。

5. 当事者参画のしくみ、評価など

◆ 令和2年2月20日 第1専門分科会

- ① 障害者権利条約の「Nothing About Us Without Us」(我々のことを我々抜きで決めないで)をしっかりとルール化して定着させる意識が重要。
- ② 新県立体育館ではエレベーターが1基しかない、駐車場から遠いなどの課題があると感じている。設計段階で、自然とそういう発想になることが大切。

- ③ 防災計画や建物計画などの計画段階からの当事者参画をルール化すべき。ともに生きる、ともに学ぶということがないから、弱者の立場を置いてきぼりにされる。

◆ 令和 2 年 2 月 27 日 第 2 専門分科会

- ④ 当初は当事者参画で進められたが、最終的には当事者の意見が十分に反映されなかった。
- ⑤ 施設や設備が利用者の意見を反映したものになっておらず使いにくいことがある。
- ⑥ 最低基準をクリアするだけでなく、積極的に導入していくという事業者の意識のレベルを上げることが重要。
- ⑦ 調達基準においてユニバーサルデザインを条件とする。
- ⑧ 建築のモデリングソフトでデータを残して後から確認できるようにすべき。

6. 施設整備基準

◆ 令和 2 年 2 月 27 日 第 2 専門分科会

- ① 整備基準が必要最低限の基準となりミニマムセーフティネットを死守するという事になってしまう。
- ② 施設設置者において、必要最低限のものである整備基準を、それで十分とする意識が見受けられる。
- ③ だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則の除外規定により、合理的配慮義務が過度な負担とされ、提供されないことがある。
- ④ ユニバーサルデザインの法体系の位置づけを格上げしないことには、お願い法令のままで終わっている状況では難しい。
- ⑤ 規制のレベルを上げる。
- ⑥ 設置者自らが取り組むよう推進する。

7. 施設のユニバーサルデザイン

◆ 令和2年2月20日 第1専門分科会

- ① 学校でのユニバーサルデザインが不十分と感じていた。エレベーターが無いことが普通であった。
- ② 田舎の公民館や厚生会館など、まだまだ和式トイレが多く不便。

8. 製品開発

◆ 令和2年2月20日 第1専門分科会

- ① 言葉のない人にもパッと分かるデザインが必要。

◆ 令和2年2月27日 第2専門分科会

- ② 食物アレルギー、ハラール食への対応も必要。

9. 利用者の違いや特性への理解、コミュニケーション

◆ 令和2年2月13日 社会福祉審議会

- ① 各種の申請手続きが分かりにくいなど行政手続、行政システムがユニバーサルデザイン化されていない。

◆ 令和2年2月20日 第1専門分科会

- ② 見た目で見えない障害への対応にも取り組む必要がある。
- ③ 精神障害への差別、偏見が多く、症状を理解していただくことが大切である。それが生きやすさにつながる。
- ④ 精神障害への差別、偏見は、意識上の障壁の最たるものであり、意識の壁をどう取り除くかが課題。

- ⑤ 認知症患者はトイレに時間がかかるが、待っている介助者が周りの人に対して、時間がかかることを知らせるマーク等があればよい
- ⑥ 災害避難所の狭い空間では、認知症患者は不安になる。
- ⑦ ヘルプマークが浸透していない。

10. 分かりやすい情報提供

◆ 令和2年2月20日 第1専門分科会

- ① 知的障害があるが、相手にうまく伝えられているか、伝わっているか、不安になることがある。
- ② 精神障害を持つ方も迷うことなく使える製品、情報提供が必要。
- ③ 地図だけでは目的地にどう行けばよいか分からない。HP 等で周辺の写真があると、たどり着ける。
- ④ 道案内のスマートフォンのアプリがあるが、知的障害がある方はそもそもアプリが使えない。